

令和8年度東野小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために規程するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて登下校の時刻を守る。

- (1) 登校 集団で8時15分までに登校する。
- (2) 下校

低・高学年ごと、または全学年で集団下校し、下校時刻を守る

- 2 登下校については、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。
- 3 登下校中に出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
- 4 徒歩の場合は2列(場所によっては、右側を1列)に並んで歩く。
- 5 必ず防犯ブザーなどを付けて登下校する。
- 6 登下校時はランドセルを使用する。

※夏期については両手がふさがらないカバン(リュックサック等)での登校も認める。

- 7 登下校の方法・時刻・場所に変更がある場合(緊急時を除き)は、必ず連絡帳で担任に知らせる。

(服装等)

第3条 清潔で学習にふさわしく、活動しやすい服装にする。

- 2 靴は、華美にならないもので、運動のしやすいものを履く。
- 3 学校行事及び校外での学習活動(社会見学・修学旅行等)の際は、通学服を着用する。
- 4 通学服を着用したときは、名札をつける。
- 5 校舎内では、ジャンパーや手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは着用しない。

【服装】

夏期(5～10月)

自由

冬期(10月～5月)

スカート・ズボン等 通学服

〔シューズ〕 白色のもの

〔体そう服〕(男女同じ)

上は、白色で丸首紺ライン入りシャツ

冬は長袖でも良い

(体操服の下に着るものは白いものとする)

下は紺色のクォーターパンツ

赤白ぼうし(ゴムの長さを合わせる)

※冬期については、気候や体調等を考慮した上で、フ

ードの無い上着(運動ができる格好)の着用を認める。

〔水着〕

紺色または黒色のスクール水着 水泳帽子

◎儀式(入学式、卒業式等)の時には、式にふさわしい服装をする。

- ・上は通学服、中は襟のある白のシャツ、ブラウス。セーターなどは、紺・黒。下は、紺又は黒のズボン(ジャージ以外)、スカート、靴下(くるぶし丈以外)、タイツは白・紺・黒。なお、季節によっては、通学服の着用はしなくてもよい。

(髪型)

第4条 学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- 2 目や襟にかからない髪の長さとする。後ろ髪が肩にかかる場合は、安全で華美にならないゴムや髪留めで束ねる。
- 3 不自然な髪型(パーマ・染色・脱色・変形の髪型等)にはしない。祭り等に参加することを理由に、一時的に不自然な髪型をすることも違反とする。
- 4 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、ミサング等の装身具
- (2) 口紅、マニキュアなど爪への装飾
- 2 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(持ち物)

第6条 学習に不要な物(遊び道具、ゲーム類、お菓子、キーホルダー、アクセサリなど)、学習に不要な物の学校への持ち込みは禁止とする。

- 2 自分の持ち物、靴、衣類等には、全て名前を書く。
- 3 筆箱には、鉛筆(5本程度)・赤鉛筆・消しゴム・さし・名前ペンを入れる。シャープペンシルは使わない。色つきのボールペン(赤・青)の使用はしてもよい。
- 4 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(携帯電話、スマートフォン等)

第7条 携帯電話、スマートフォン等の学校への持ち込みは禁止する。

- 2 学校行事及び校外での学習活動(社会見学・修学

旅行等)での使用は禁止する。

- 3 携帯電話、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等による通信を、午後9時以降禁止する。午後9時以降は、保護者が管理する。危険なサイトにアクセスしない。
- 4 学校への持ち込み等の違反が確認された場合は、学校が預かるとともに、保護者に連絡し、保護者に直接返却する。
- 5 学校等への持ち込み、夜9時以降の使用等の違反が確認された場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

(校舎内外での過ごし方)

第8条 校内では、落ち着いて過ごすとともに、安全面に注意する。

- (1) 廊下や階段は、静かに歩く。(右側通行)
- (2) 校内で出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
 - 2 天気の良い日は、運動場で元気に遊ぶ。

第3章 校外での生活に関する事

(校外での生活)

第9条 校外での生活では次のことを守る。

- (1) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時間を必ず家の人に伝える。
- (2) 出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
- (3) 児童だけで、校区外に行かない。
- (4) お金の貸し借り(あげる・もらうを含む)、無駄づかいをしない。
- (5) 4月から9月までは午後5時30分、10月から3月までは午後5時には帰宅する。
- (6) 大人が留守の家の中では、遊ばない。また、児童だけで外泊はしない。
- (7) 火遊びやエアガン等の危険な遊びをしない。
- (8) 道路や駐車場、空き家等危険な場所で遊ばない。
- (9) 家の人に無断で物の貸し借り(あげる・もらうを含む)をしない。
- (10) 校区外へは、大人と一緒に行く。
 - 2 違反が確認された場合は、保護者と連携し、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。

(安全)

第10条

- (1) 交通ルールを守る。
- (2) 自転車は、保護者の許可のもとルールを守って乗る。その際、ヘルメットをかぶって乗る。
※自転車教室は2年でを行う。それまでは、保護者と一緒に自転車の乗り方を練習する。
- (3) 不審者等から、身を守るために、「いかのおすし」を心がける。

第4章 特別な指導に関する事

第11条 「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、児童が校内及び校外で問題行動を起こした場合、学校長が教育上必要と認める場合は、特別な指導を行う。また、必要に応じて関係機関(教育委員会、児童相談所、警察等)と連携することもある。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①万引き・窃盗
- ②威圧・強要行為・暴力
- ③建造物破損
- ④飲酒・喫煙・薬物
- ⑤その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校の「きまり」等に従わない行為

- ①いじめ・暴力
- ②指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ③その他、学校長が教育上指導を必要とする判断をした行為

第12条 特別な指導では、個別指導及び反省文を書かせる等、発達段階に応じた指導を行う。

- (1) 必ず複数の教職員で指導を行う。
- (2) 指導は、別室にて行い、他の児童等との接触はさせない。
- (3) 指導後は、必ず複数で保護者連携を行う。
- (4) 指導内容について、必ず時系列で記録を行う。
- (5) 指導後の児童の様子等をしっかりと観察し、継続した指導を行う。
- (6) 学校長の判断により、必要に応じて関係機関等との連携を図る。

第5章 届出に関する事

第13条 次のような場合には、速やかに学校へ連絡する。

- (1) 体調不良等で、徒歩等での通学が困難な場合は、保護者等が自家用車で送迎しても良い。(その場合は、事前に学校及び登校班長等に連絡する。)
- (2) 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者等が担任あるいは学校に連絡する。(登校班長等にも連絡する。)
- (3) 学校のを壊したとき。
- (4) インフルエンザ等の感染症にかかったとき。
- (5) 大きなけがをしたときや病気をしたとき。

第6章 規程の周知、施行に関する事

(規程の周知)

第14条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等を通して直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規程の施行)

第15条 この規程は、平成27年12月25日より施行する。この規程は、令和4年4月1日より施行する。この規程は、令和4年9月1日より施行する。この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年4月1日より施行する。

この規定は、令和8年4月1日より施行する。